国立大学法人電気通信大学科学研究費補助金等取扱要項

制定 平成16年4月1日要項第16号 最終改正 令和3年10月19日要項第6号

(趣旨)

第1条 この要項は、国及び独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)並びにその他の研究費配分機関から国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)において研究に従事し、又は本学に属する者(以下「研究者」という。)に交付された科学研究費補助金等及びその他の研究費補助金(以下「個人補助金等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要項において「科学研究費補助金等」とは、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)及び振興会が定めるところにより、文部科学省又は振興会から交付される補助金及び助成金をいい、他の研究代表者又はその所属機関を通じて配分される分担金を含む。
- 2 この要項において「その他の研究費補助金」とは、次の条件を満たすもの及びこれと 同等であると認めるものをいう。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。) が適用されること
 - (2) 補助事業者(法第2条第3項に規定する補助事業者等をいう。以下同じ。) が個人 又は学術団体であること
 - (3) 補助事業者を公募により決定されること
 - (4) 補助事業者の属する機関等が経理を行うことを義務付けられていること (管理等)
- 第3条 研究者は、個人補助金等の管理及び諸手続きその他の事務を、学長に委任するものとする。
- 2 学長は、会計組織(国立大学法人電気通信大学会計規則(以下「会計規則」という。) 第2章に規定するものをいう。)に前項により委任された事務を行わせるものとする。
- 3 個人補助金等は、学長名義により銀行等の口座に預金し保管し、生じた利息については、振込み手数料等の当該研究費を管理するために必要な経費に充当する。

(個人補助金等の使用)

- 第4条 個人補助金等の使用は、別に定めがある場合を除き、会計規則に準じて行う。 (収支簿等の記載)
- 第5条 個人補助金等は、収支簿等を作成し、支出費目の区分に従って整理する。 (支出状況の確認)
- 第6条 研究者及び会計組織は、支出状況を常に把握し、効率的な経費の支出に努め、研究分担者の経費支出状況についても定期的に報告等を求めるものとする。 (設備等の寄附)
- 第7条 研究者は、直接経費により購入した設備等を購入後、直ちに本学に寄附しなけ

ればならない。

(間接経費)

- 第8条 研究者は、交付を受けた間接経費を本学に譲渡する。
- 2 前項により、間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に所属することになる場合であって、直接経費の残額がある場合には、直接経費の残額の10分の3に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関が間接 経費を受け入れないこととしている場合には、間接経費の返還は行わない。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日要項第10号)

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日要項第3号)

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月19日要項第6号)

この要項は、令和3年10月19日から施行する。